

自 平成七年十二月十二日
至 平成七年十二月十四日

平成七年第八回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成七年第八回階上町議会（定例会）△云議録（第一号）

招集年月日	平成七年十二月十二日
招集の場所	階上町議会議場
開会	十一月十一日 十時三分 議長宣告
出席及び欠席議員	議席氏名等
凡例	議席氏名等
○出席 △欠席	議席氏名等
×不招 ○公務欠席	議席氏名等
会議録署名議員	議席氏名等
職務のため議場に出席した者の職氏名	議席氏名等
地方自治法第百十二	議席氏名等
条の規定により説明の	議席氏名等
ため議場に出席した者	議席氏名等
の職氏名	議席氏名等
給食センター所長	議席氏名等
ハコブサハ所長	議席氏名等
社会教育課長	議席氏名等
農林課長	議席氏名等
秘書課長	議席氏名等
教育課長	議席氏名等
町長	議席氏名等
九番	議席氏名等
十番	議席氏名等
十一番	議席氏名等
十二番	議席氏名等
十三番	議席氏名等
十四番	議席氏名等
十五番	議席氏名等
十六番	議席氏名等
十七番	議席氏名等
十八番	議席氏名等
十九番	議席氏名等
二十番	議席氏名等
二十一番	議席氏名等
二十二番	議席氏名等
二十三番	議席氏名等
二十四番	議席氏名等
二十五番	議席氏名等
二十六番	議席氏名等
二十七番	議席氏名等
二十八番	議席氏名等
二十九番	議席氏名等
三十番	議席氏名等
三十一番	議席氏名等
三十二番	議席氏名等
三十三番	議席氏名等
三十四番	議席氏名等
三十五番	議席氏名等
三十六番	議席氏名等
三十七番	議席氏名等
三十八番	議席氏名等
三十九番	議席氏名等
四十番	議席氏名等
四十一番	議席氏名等
四十二番	議席氏名等
四十三番	議席氏名等
四十四番	議席氏名等
四十五番	議席氏名等
四十六番	議席氏名等
四十七番	議席氏名等
四十八番	議席氏名等
四十九番	議席氏名等
五十番	議席氏名等
五十一番	議席氏名等
五十二番	議席氏名等
五十三番	議席氏名等
五十四番	議席氏名等
五十五番	議席氏名等
五十六番	議席氏名等
五十七番	議席氏名等
五十八番	議席氏名等
五十九番	議席氏名等
六十番	議席氏名等
六十一番	議席氏名等
六十二番	議席氏名等
六十三番	議席氏名等
六十四番	議席氏名等
六十五番	議席氏名等
六十六番	議席氏名等
六十七番	議席氏名等
六十八番	議席氏名等
六十九番	議席氏名等
七十番	議席氏名等
七十一番	議席氏名等
七十二番	議席氏名等
七十三番	議席氏名等
七十四番	議席氏名等
七十五番	議席氏名等
七十六番	議席氏名等
七十七番	議席氏名等
七十八番	議席氏名等
七十九番	議席氏名等
八十番	議席氏名等
八十一番	議席氏名等
八十二番	議席氏名等
八十三番	議席氏名等
八十四番	議席氏名等
八十五番	議席氏名等
八十六番	議席氏名等
八十七番	議席氏名等
八十八番	議席氏名等
八十九番	議席氏名等
九十番	議席氏名等
九十一番	議席氏名等
九十二番	議席氏名等
九十三番	議席氏名等
九十四番	議席氏名等
九十五番	議席氏名等
九十六番	議席氏名等
九十七番	議席氏名等
九十八番	議席氏名等
九十九番	議席氏名等
一百番	議席氏名等

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開会議長	△云議の経過
開会議長	ただいまの出席議員は 十八名であります。定足数に達しておりますのでこれより平成七年第八回階上町議会定例会を開会いたします。
開会議長	直ちに今日の会議を開きます。
開会議長	今日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
開会議長	日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
開会議長	会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により議長において 九番 浜谷豊美君 十番 平戸茂雄君の両君を指名いたします。
開会議長	日程第二、会期決定の件を議題といたします。
開会議長	おはかりいたします。本定例会の会期は本日から十一月十四日までの三日間といたします。
開会議長	これに異議ありませんか。
開会議長	（異議なしと認めます。よって会期は三日間と決しました。）

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑君

階上町長（正部家佑介君）

平成十年第八回 階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

報告第一号 専決処分事項の報告について、説明申し上げます。

本案は、大蛇漁港改修工事の変更契約であります。漁港整備事業の促進を図るため、外北防波堤0.7mを増上するものであります。当初契約^{金額}一億二千七十七万五千円を、変更契約金額一億二千三百四十七万^円とし、二百四十二万五千円の増額であります。

議案第一号 専決処分事項について承認を求める件について、説明申し上げます。

本案は、階上町立階上中学校新増築・大規模改築工事について、当初の設計予算額より、杭打ち事に設計変更を生じたため専決し、提案するものであります。

議案第二号 政治倫理の確率のための階上町長の資産等の公開に関する条例の制定について、説明申し上げます。本案は、政治倫理の確率のための、国会議員の資産等の公開等に関する法律第七条の規定に基づき、階上町長の資産等を公開するため、提案するものであります。

議案第二号 階上町職員の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、階上町職員の給料月額並びに扶養手当、宿直手当の額の改定並びに住居手当に係る支給対象職員の範囲の拡大等をするため、提案するものであります。

議案第四号 平成十年度階上町一般会計補正予算第四号について、説明申し上げます。

本案は、既定の額に一億五千八百二十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五十九億 百七十九万五千円のものとなります。

それでは、第二表の歳入歳出補正予算の主なものについて、順次説明申し上げます。

まず、歳入でありますが、町税は、町民税及び固定資産税を合わせて三千五百万円を追加いたしました。

分担金及び負担金には、老人福祉施設入所者扶養義務者負担金等合わせて二百三十二万七千円を、追加計上いたしました。

国庫支出金及び県支出金については、保育所措置費、老人福祉保護措置費及び河川等災害復旧費負担金を追加し、一方、大蛇地区漁業集落環境整備事業補助金は減額して、増減合わせて三千二百二十八千円を、追加計上いたしました。町債には、事業の追加及び既定の事業費の変動により、九千二百四十万円を、追加計上するものであります。次に、歳出でありますが、今回の補正予算において、職員給与費を各款にわたって補止しましたが、これは、さらに人事院が平成十年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、町職員の給与改定に要する経費について、所要額を計上したことと、職員の配置換え等に係る経費を調整したものであります。

総務費には、防犯灯設置組合補助金 二百六十七千円等を追加し、一方給与等を減額調整したため、増減合わせて三百二十二万八千円を減額補止いたしました。

民生費は、保育所措置費及び老人福祉保護措置費等、増減合わせて千九百四十八万円を、追加計上いたしました。

衛生費には、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 千六百七十一万八千円等を追加し、一方、八戸圏域水道企業団施設整備費支出金は、事業計画の変更により二千五百二十万二千円等を減額して、増減合わせて九百九十七万二

千円を、追加計上したものであります。

農林水産業費には、国の経済対策に係る投資的経費として、農村総合整備モデル事業費負担金二千八百一十二万一千円、及び小舟渡漁港修築事業費負担金九百万円等を追加し、一方、広域農林道開設事業費負担金及び漁業集落環境整備事業費は、予算配分により減額して、増減合わせて二千五百八十八万二千円を、追加計上するものであります。

商工費には、企業誘致奨励金、社分等七百十五万五千円を、追加計上いたしました。

土木費には、県道独事業で実施している、県道整備費の負担金九百万円と、国の経済対策に係る事業として、登山口・石ノ倉線及び野沢・法師窪線の道路新設改良費に、二千七十九万九千円等を、合わせて四千七十二万二千円を、追加計上いたしました。

消防費には、本町と種市町が合同で防火用水利確保のため、県境の川を利用して設置する、施設事業費八十五万四千円等、増減合わせて九十二万五千円を、追加計上するものであります。

教育費には、階上中学校増改築に伴う備購入費六百三万円、町の年中行事であるいちき煮祭りを始め、各行事において連合婦人会の協力を得て、階上音頭等を踊っていただいているところがありますが、その際着用品を着物を町が購入して貸す費用として三百万円、及び町民プール増改築の設計委託料二百九万六千円等を追加し、一方、小学校費の理科教育等設備備置費を減額して、増減合わせて五百一十五万九千円を、追加計上するものであります。災害復旧費は、江里川及び廿二川河川災害復旧事業費等、増減合わせて二千六百五十八万六千円を、追加計上いたしました。

諸支出金には、財政調整基金積立金に二千五百万円を積立するものであります。

第 表 地方債補正については、国の経済対策に係る事業に充当及び、既決事業費に変動があったため、限度額に

増減が生じたので、追加並びに変更するものであります。

議案第五号 平成七年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第二号について、説明申し上げます。

本案は、既定の額に千六百七十七万七千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ九億二千一百四十七万二千円とするものであります。

歳入の繰入金は、地方交付税に算入されている国保財政安定化支援事業、出産育児一時金及び事務費に係わる経費について、一般会計から繰り入れるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の退職被保険者等療養給付費 千一百一十二万七千円、高額療養費百七十七万八千円等を、追加するものであります。

議案第六号 平成七年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第二号について、説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う階上町国保診療所職員の、人件費の補正を行うものであります。

議案第七号 平成七年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第二号について、説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千七百四十三万二千円を追加し、二億八千六百三万円と定めました。

歳入の主なものとしては、県支出金九千四百四十四千円、繰入金五百七十三万四千円、町債四千一千万円を、それぞれ追加計上いたしました。

歳出の主なものは、一般経費で百二十四万五千円、委託料百七十一万円、排水（管路）施設工事費として一億二千九百五十五万三千円を、それぞれ追加補正し、公有財産購入費五十一万円、水道管施設移転補償費二百九十九万九千円、公債償還金一千四万六千円を、それぞれ減額するものであります。

議案第八号 財産の取得について議会の議決を求める件について、説明申し上げます。

本案は、行革バス購入事業を実施するため、平成七年十一月二十日、四社により指名競争入札を行った結果、予定価格に達しなかったため、最低価格社の豊森二重ふそう自動車販売株式会社と、随意契約することになりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

議案第九号 階下町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明申し上げます。

本案は、階下町固定資産評価審査委員会委員の一人の任期が平成七年十一月十九日を以て満了するので、その後任の委員に、階下町大字角柄坂字大渡十一番地百七 村上悦子 昭和 二十四年十一月九日生を選任したいので同意を得るため、提案するものであります。

議案第十号 専決処分事項について承認を求める件について、説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い町税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。以下提出議案につきましても概要を申し上げますが、審議の過程におきましての、ご質疑等に対しましては本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議のうえ原案のとおり、御議決くださるようお願い申し上げます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際日程第四、意見書案第一号 二〇〇海里非他的経済水域の全面実施に関する意見書案の件から日程第五、意見書案第一号 新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書案までの件 一件を一括議題といたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております意見書案第一号から第一号までについては、会議規則第九十二条第一項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

議長（前田富男君）

これに「異議ありませんか。」

「異議なしと認めます。よって意見書案第一号から第一号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。」

（なしの声あり）

意見書案第一号から第一号はこれを採択することに「異議ありませんか。」

「異議なしと認めます。よって意見書案第一号から第一号はこれを採択することに決しました。」

おはかりいたします。口頭採択されました意見書の提出につきましては議長に一任願いたいと思っております。

これに「異議ありませんか。」（異議なしの声）

「異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。」

この際日程第八、陳情第二号 定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情の件から日程第八、陳情第二号 国民健康保険税の引下げを求める陳情までの件 二件を一括議題といたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております陳情の件は、会議規則第二十九条の規定に基づき陳情第一号第二号については総務財政常任委員会に、陳情第二号については教育民生常任委員会に付託したいと思っております。

これに「異議ありませんか。」（異議なしの声あり）

「異議なしと認めます。よって陳情第二号第一号については総務財政常任委員会に、陳情第二号は教育民生常任委員会に付託することに決しました。」

おはかりいたします。

議事の都合により、明日十一月十三日一日間休会したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって十一月十二日開休することと決しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。
次の開会日は、十一月十四日午前十時からいたします。

本日はこれにて散会いたします。

閉会 午前十時二十五分

招集年月日	平成七年十二月十四日
招集の場所	階上町議会 議場
開 会	十一月十四日 十時 三分 議長宣告
出席並びに欠席議員	議席 氏 名 等 出欠 1 佐京 登 〇 5 桑原 一夫 〇 9 浜谷 豊美 〇 13 荒谷 剛生 〇 17 荒谷 剛生 〇 18 前田 賞男 〇 2 畑中 弘貴 〇 6 木村 勝彦 〇 10 平戸 茂雄 〇 14 木下 義雄 〇 15 田端 清 〇 16 山田 昭治 〇 3 太前 典男 〇 7 島守 瑞穂 〇 11 松倉 正美 〇 12 巽 静子 〇 4 川上 太繁助 〇 8 阿部 敏秋 〇
凡例	〇出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席
会議録署名議員	九 番 浜谷 豊美 君 ・ 十 番 平戸 茂雄 君
職務のため議場に出席した者の職氏名	議長 事務局長 参事 上山 博一 君 総務課 課長補佐 高橋 信一 君 総務課 主幹 南 正人 君
地方自治法第百二十一	町 長 正部 家佑 介 君 助 役 根岸 勇蔵 君 収入 役 中田 文夫 君
条の規定により説明の	教育 長 大釜 安也 君 総務 課 参事 浜谷 政巳 君 企画 課 参事 志民 安之助 君
ため議場に出席した者	税務 課 長 上沢 寿勝 君 町民 課 長 松橋 隆巳 君 保健 課 参事 渡部 光雄 君
の職氏名	農林 課 長 浜谷 義勝 君 建設 課 長 中城 功 君 学務 課 参事 伊藤 一男 君
	社会 教育 課 長 鳩 文男 君 水産 商 課 長 桑原 定男 君 中央 保育 所 長 小沢 勝 君
	ハートフル 所 長 相田 敏夫 君 代表 監事 委員 下野 岩男 君 農業 委員 会 事務 局 長 三上 孝八 君
	給食 センター 所 長 丁藤 靖夫 君 診療 所 事務 長 君 企画 課 長 補佐 兼 財政 係 長 高階 繁雄 君

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
△ 議 議 議 の 経 過	ただいまの出席議員は 十八名であります。定足数に達しておりますのでこれより直ちに今日の会議を開きます。 今日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。 日程第一 一般質問を行います。 質問の通告がありますので発言を許します。 平戸茂雄君 本定例会に一般質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。 先に通告しております一点について、質問申し上げます。町当局のお考えをお聞かせいただけますようお願いを申し上げます。 まず第一点は、石渡溪 所謂 キューピータマゴから国道寄りには住宅が集落がありますが、水道本管がない
議長(前田賞男君)	
平戸茂雄君	

めに井戸を掘り、又、本管がある所から、取水するにしても距離があり、その上、四、五人もの地権者から承諾を得なければ、事ができない状況であります。そのうえ、多額の費用が、工事費ばかりその工事費も、百十萬、百五十萬と多大な費用に大変、困っているのが現実でございます。家を新築しても水がなければ、生活ができませんので、多額の費用をかけても距離のある本管から水道を引く、或いは井戸を掘るしかないのがあります。これでは、余りにも気の毒でございますか、不公平ではないかと思ひますが、課長さんこの辺はどのようにな、お考えかお聞かせいただきたいと思います。現在、他県に住んでいるが、当地区に住宅を新築計画していると聞いております。又、その外に、二、三の新築計画があると聞いておりますが、水道がないために、二の足を踏んでいると聞いております。環境整備によって人口増加にも繋がると思いますが、このような現状をどのようにお考えか、お聞かせいただきますようお願いを申し上げます。

第五目、高等学校新設についてですが、現在の高校進学は殆どの子供達が進学を希望し入学しているのが現状ではないかと思ひます。このような現状にあって本町に高等学校がないということでは現状にそぐわないのではないかと思つ次第でございます。

町長さん、いつも仰つておりますように、我が町は年々人口増加し、一万五千人になんとなする人口増加は誠にうれしい限りであります。しかしながら住んでみて全く不満がないわけではないと思つたでございます。確かに現在は、人口は増加しておりますが、現在のままの状態では、そっぽを向かれ、人口減少に繋がりかねないのではないか、あらゆる面において環境整備しなければならぬと思つ次第でございます。

高校新設も環境整備の一つだと考えられます。

本日に住んでよかった、階上町に住んでみたいと思つような町にしていかなければならないと考えます。そつ

議長 前田富男君

町長 正部家佑介君

う意味におきまして、是非高等学校は必要だと思います。町長さん、教員さん、このご見解を、町長さんの見解をお願い申し上げます、私の壇上からの質問を終わります。

町長 正部家佑介君

只今の平戸議員の一般質問にお答えをいたします。

第一点目の水道につきましては、ご要望という性質が強いというふうなこともあります。ありますので、担当課長の方からお答えをいたしますが、いずれにしても、ご承知のように八戸圏域水道企業団の所管であるというふうなことであります。が地元の表情を踏まえながら、働きかけをしていきたいというふうに思つております。次の高校誘致ということですが、ご承知のようにならないだの国政調査の結果によります。わが町が県内の町村のうちでは、下田について、二千四百六十八人の増加、そしてあのう、率にしますと、十一・三％というふうなことで年々、着々と人口は増えていっているわけでありまして、

そして、平戸さんの平戸議員のいいますように、行政なかなか百点を取るといふことは、これは、お互い人間なわけですからよい行政、よいよい町をめざしてというふうなことで普段の努力が必要なこととお話のとおりであります。そついった意味で、いろんな環境条件を整えていくということについては、全く同感であります。

そこで人口は増加していることですが、この今町内の階上中学校、道仏中平成十年度の卒業生が合わせて現時点で百九十六名、というところになっております。そして、最大時、というのは、最大時、この増減、年度毎にはあるわけありますけれども、大体平成十年で、二百一十人がピークということでありまして、平成十四年になりますと十四年、十五年になりますと百五十五、百七十四、そして一番少ない平成二十年になりますと、階上、道仏中を合わせて、足して百十八名、現在のところそついうふうな、実際の数字はなっているわけでもあります。これに再訪的といふのか補正係数といふのでしようか、これを掛けても、百四十二名、所謂、自

然の増減の外に、転入、転出の社会的な増減を含めても、百四十一名、平成二十年には、そういった数字になるといふことがありまして、私も、人口は増加しているわけですから、もつと児童生徒数も、増えて来るのかなと、こういったふうな期待を持っているわけですが、現実には数字を見ますと、こういったことになっていると、これは十分「承知をお願いしたい、いふふうに思います。そして、特に階上、所謂、赤保内小学校、石鉢小学校から入ってくる、それを学区としている階上中学校でさい、七十九名の、と想定されているといふふうなことでありますから、そういった現実があるわけでありまして、中々、そういった意味からいきますと、数字の上では大変厳しい状況といふことがいえる、率直に申し上げるとそういったふうなことだわけです、人口は増えています、大体二人の女性が一生のうちに一・五人前後しか生まない、要するに、少子化、子供が少なくなってきたら、これはそういった意味では、我が町も、他町村、或いは全国の例に漏れず少子化が進んでいるんだといふようなことがこの数字から、読み取れることだろうと思ひます。何れ、教育の機会均等といふふうなこともあります、そういったことで、ある面では又、行政、広域的な視野に立つて、観点に立つて進めていくべきものといふふうな認識も持っているところでもあります。何れにいたの、公立高校の応募状況なんかを見ていまして平成、軒並に郡部校が定数割れ、こういったふうな状況下で現在、さつき、申し上げたような数字があるわけでありまして、そういったことから、数字の上からいきますと、大変、厳しい状況であります。

何れ、それにしましても、教育によります人造り、この重要性は十分に認識をしているところでありますから、進学率の向上、或いは生涯学習の充実、社会教育の充実と振興を図るということは、今後皆様さん方のご意見、或いはご協力いただいて、進めて参りたいというふうに思っております。以上です。

議長 前田富男君

保健課長 渡部光雄君

保健課長 渡部光雄君

町長の答弁に補足してお話したいと思います。今の、平戸議員の水道の件ですけれども、町長が答弁しましたよ

うに、町が事業主体としてやれるということではなく、水道企業団のことなんですけれども、現実に水道がいつていないところに家が立っていると、それで井戸を堀ったり、又、水道を引っ張るためには、付近の地権者の同意を必要というようなことがあっているところをどういつに考えるかというふうな主旨の話がありました。私の方とすれば、私とすれば、普通は、普通はといいますか、今まで私も経験であります、階上にはあちこち、分譲地なり団地がありまして、ある一定の面積を超えた場合は、町との開発協議をするということとで、その中で水道の問題も道路、それから、諸々、開発業者と協議しながら、優良な宅地造成にして、そこに住宅を建てていただくというふうな形で町はやっているわけですけども、只、個々に、銘々が土地を持って建てているというのに関しては、行政が関与する部分が少ないといえは変でしょう、か、把握していない部分があります。ということで、今、平戸議員のお話で私とすれば、初めてあの地区がそういう状況にあるという、不勉強で申し訳なかったんですけれども、わからないでいたんですが、この件に関しては、企業団の方にお話して実情をお話して要望をすれば、やっていくようにしたいとこのように思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 前田富男君

教育長
(大善女也君)

教育長 大釜安也君

「指定がありましたので、平戸議員の質問にお答えしたいと思います。只今、町長から懇切丁寧な説明がありましたとおりでございます。ご理解いただいたことと思いますけれども、今、階下町は人口増加をみております、これは確かでございます。しかし、児童生徒数は次第に減傾向を示します。それは結局、各家庭における少子化ということが先程、町長がお話しましたとおり、減傾向をたどっているところかと思っております。

寒は 小学校では 現在、平成七年度千二百名の子供たちが学んでいる訳ですが、平成十年には九百十名になります。といふことは百九十二名減になるということが児童数の割から、はっきりして参りました。このことを考えまして今後、憂慮すべき小子化時代に対する方策ということが大事なのではないかと思ひます。

議長（前田富男君）

平戸茂雄君

このことから、高校新設は慎重に考えねばならないと思います。以上町長答弁の補足をさせていただきました。

平戸茂雄君

水道の問題なんだけれども、町長さっき仰いましたように、要望の方が強いと思いますけれども、課長さん今、把握してなかったということなんです。が、本当に大部前から、本当に困っているいろいろな私を何回もいわれてきました。ほんたうに、まあ、要望だけでも、なるべく早く企業団主体だということには分かっていますので、そこを何とか、町として働きかけて、一日も早く、本管が通るようには何とか一つよろしくお願い申し上げたいと思います。それから、高校の問題なんです。が、確かに階上町の中学校だけでは勿論人数的には、高校を新設するためには人数は少ないと思いますが、必ずしも町内の生徒だけでは限られるわけでもないとおもいますので、はっきりした数字は分かりませんが、南部高校なんかは、村外から六割以上、十割近くきているんじゃないか、というような話もしっかり確かめたわけではございませんけれども、そういうような状態でございますので、町長さん、先程、町づくりは人つくりとよくいわれるんですが、そういう意味からいって厳しい状況だとは思いますが、若く、これから検討がなされて、どうか、階上にも高校、階上高校が、是非、新設されますよう、お願いを申し上げます。これで終わります。

議長（前田富男君）

これにて一般質問を終了いたします。

日程第一 報告第一号 専決処分事項の報告についてはお主元配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第二 議案第一号 専決処分事項について承認を求めるの件を議題といたします。

桑原一夫君

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

五番 桑原君

五番 桑原一夫、二点についてお伺いいたします。

まず第一点は、この専決処分は地方自治法第七十九条の中で、どういう要件に基づいて処分されたものであるか。

一点目として、この議案よりずれるかも知れませんが、お答えいただかなければ、くれなくとも結構でございますけれども、組織として仮貸金契約書で行われたのかどうか。

二点目として、金額に係るものではないかとして確認いたしますが、九月定例会で説明不足であったと陳謝した中で可決でしたが、本来は修正すべき事金額ではなかったのか、再度お訊ねいたします。以上二点をお伺いいたします。

学務課長

議長（前田富男君）
学務課長（伊藤一男君）

お答え申し上げます、専決処分事項について、百七十九条に該当するのかどうかということですが、中学校の新増築工事につきましては、もう既に打ち切り事は七月に終了したわけですので、従って、専決処分したほかいろいろ検討した結果、それが一番適切な金ではなかったのかなあと、思っ専決いたしましたものでございます。一番目の質問が、お答えは、金額的には、千五百五十万円の承認を九月定例議会においていたしました。が、その金額に最も近い金額で千四百五十万二千円追加工事として、設計変更と合わせてお願いしたものでございます。あと二点目の金額については、前に九月定例議会でも説明申し上げたとおりでございます、残りの工事につきましては、新年度当初予算で対応させていただいております。以上終わります。

議長（前田常男君）
町長（正部家佑介君）

町長 正部家佑介君
どういう理由で専決をしたかということにつきまして若干補足をしてお答えしたいという思います。九月の議会におきまして協議会を含めてのことではありますが、ご了承をいただいていたものもありませんから、議会を開く暇がなかったというふうなことでさっき申し上げたような事情も踏まえてのことではありますが、そういうことで専決をさせていただいたということでもあります。以上です。

議長（前田常男君）
桑原一夫君

五番 桑原 専決処分要項の中でですね、町が議会を招集する暇がないと認めるときと、こうあります。招集する暇がないと認めるときという中で、地方自治法第百一条議会の招集に関する件がございします。その中で招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては七日、町村にあっては三日までにこれを告示しなければならない、ただし、急施、急に施行を要する場合はこの限りでない、つまり、議会開く暇がないということはこの百一条並びにその二項及び但し書きにおいて議会の議決を経てその処理をしていけば急な行政の施行にさしあわることがあるということの前提でこの百一条二項といの後つのがあると私はと解釈しております。専決処分というのは、議会と町の関係からいって安易にすべきでないというのは町長も、私が申すまでもないことであります。暇がないというのは今のようなことで、これが拡大解釈されて、専決処分されていいものでありましようか。いかがでしょうか。

議長（前田常男君）
町長（正部家佑介君）

町長 正部家佑介君
お答えをいたします。暇がないというふうなことでの専決ということにはもうそのとおりだわけです。ありますが、さっき、申し上げたような状況を踏まえておこなったものだということであらう。ですので、ご了解、ご理解賜りたいというふうな、日程的なことも実際にはその辺のところも踏まえてということをご了解いただきたいと斯様に思います。

議長（前田常男君）
桑原一夫君

桑原一夫君
五番桑原、さっき私、地方自治法の第百一条を申し上げたんです、暇がないということは拡大解釈してはいけないんだと、私たちはですね、課長もいったけれども杭打ちが終わっているんだと、終わっているものをですね、九月定例会に予算案出してきて我々は認めているわけです。これは杭打ちという基礎の問題でありますから、七月十一日、議会協議会の中で皆納得してきているわけです。実際は九月定例会にはですね、杭打ちが終わっているんじゃないですか。それを事後で我々は認めてきているわけです。それをですね、例えば、この専決要件においては、地方自治法百八十条に基づいて、本来であれば議会の議決要件であるにもかかわらず町条例においてもですね、五百万円以内に限っては、町長の専決事項と議会で委任的に認めているわけです。本来であればこれは、議会が議決しなければならぬ件なんですね、これを認めている、それを五百万円を大中に上廻った金額を長が専決するというのは、私は議会に対して越権行為だと私は思うんです。これはですね、地方自治法、議会の議決要項ですね、そうですね、百一条ですね。私はそういう意味、この専決処分というのは、暇がないというものを今の経過を考えても長が専決処分をするというのは法に著しく逸脱した行為であると私は思うんですけれども如何でしょうか。

議長（前田常男君）
町長（正部家佑介君）

町長
お答えをいたします。事情については、さっき、申し上げたようなことであります。今後、今、桑原議員お話しのように、専決にあたっては十分に、お互いに議会の権限そして長の権限、この辺のところの調和を図りながら、むやみに専決をするということがないように今後、十分、今日のお話を承って進めて行きたいという思います。以上です。

議長（前田常男君）

桑原一夫君の本件に関する発言は既に三回に及びましたが、会議規則第五十五条の但し書きの規定

桑原一夫君

により特に発言を許します。桑原一夫君

ハイ、桑原一夫、ご配慮ありがとうございます。これは以前にも、町有財産取得に関する議会の承認を得る件で千五百万円を超える財産の購入で一回ですね、ミスがあってそれはまあ忘れて、ミスだったということで認めた経緯もあるわけです、過去にですね、そういう中で、議会の議決を得る件については我々もきちんとしていかなければならないというふうに考えておりますので、こういう質問をしているわけです。特に議会を開く暇がなかったということにつきまして、次の議案第十一号にあるように、このような特別な災害、地方税法が変わってですね今度、招集時期が来ると、議会を招集して可決を受けて、招集に間に合わせて、事務手続きをする暇がないから、こういうことに限っては専決処分を認めますよというふうなですね、議会が暇がないというのは、客観的にみて、そういう判断が妥当と思われるものでなければ私はすべきではないと思っんです、これは、お互いの見解の相違で、すれ違いに終わるかも知れませんが、このような法を無視したようなやり方は、私は止めていただきたいというふうに思います。

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

町長
お答えをいたします。九月の議会、そして協議会において説明申し上げた、そして熊々議会を開こうかなあと、いう判断も勿論あったわけですが、ご了解いただいた予算についてですね、その線での専決ということでありましたから、この点については、議論があるところだったろうと、こうは思います。今後、この点を十分気をつけてやるというふうなことでご了解をいただきたい。以上であります。

議長（前田常男君）

外にありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしとものとめます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

桑原一夫君

一番桑原 反対討論をいたします。日本国憲法第九十三条は地方公共団体の執行機関である長と意思決定機関である議会の議員をもとに、共に住民の直接選挙にかからしめ、それぞれ職務権限を分かち、調和と、抑制、均衡関係を通じて、地方公共団体の民主的且つ能率的な運営を確保しようとしており、議会には地方自治法第九十六条に議会の議決事件について第五項の中で、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することあり、その判例2の中で、議会の議決を経た契約について、議会の議決を経た事項の変更については、総て議会の議決を経なければならぬ。但し、軽易な変更については、第九十六条により措置しておくことが適当であるとあります。長の権限については、地方自治法第七十九条及び第九十六条においても、長の専決処分が認められております。しかし、専決処分とは、飽くまでも、補充的手段、且つ法の定める例外的な制度とかわれ、その運用は互いの関係を損なわないように、慎重に行われなければなりません。

議会の権限を町に委任することについては、議会として、より慎重にならなければならない中で、地方自治法第八十条に基づいて、町条例でも、平成四年三月十八日、町長が専決処分できる軽易な事項の指定について、二項で、議会の議決を経て工事請負契約を締結したのちにおいて、既契約の工事請負金額の五百万円の内、当該、請負金額を変更する契約を締結することと、特別に規定しております。このような法の意義と定めがある中で、今回の専決処分は、金額において五百万円を大きく上回る二千二百四十六万三千円であり、又、地方自治法第一条第二項の但し書きに照らしても

議長（前田常男君）

桑原一夫君（五番）

議長（前田常男君）

、議会を招集する暇がないとは認められず、客観的にみても、第七十九条適用する根拠に妥当性
がありません。以上のことよりこの処分案は法を著しく逸脱し、議会の議決権の侵害、議会を軽視し
たものであり、よって、議案第一号専決処分の事項について承認を求める件については反対の意志を
表明して討論を終わります。

次に原案について賛成の諸君の討論を認めます。只今の討論に対して、起立により採決いたします
本件は原案のとおりに決することに賛成の諸君起立を求めます。

起立多数であります。

よって議案第一号 専決処分事項について承認を求める件は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第十号 専決処分事項について承認を求める件を議題といたします。

これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（なしの声）

討論なしと認めます。

これより議案第十号 専決処分事項について承認を求める件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに（異議ありませんか。（なしの声）

（異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第二号 政治倫理の確立のための階上町長の資産等の公開に関する条例の制定につ
いての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第二号 政治倫理の確立のための階上町長の資産等の公開に関する条例の制定につい
ての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに（異議ありませんか。

（なしの声あり）

（異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第三号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件
を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第三号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することに（異議ありませんか。

(なしの声あり)
「異議なしと認めます。」

よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第七、議案第四号 平成七年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

二番 畑中弘實君

一番畑中です。農村総合整備モデル事業についてお訊ねします。二十七頁でございます。説明の二十七頁でございます。補正予算額の中でも三千百八十二万二千円と大きな金額でございますけれども、その事業の内容について。

農林課長

議長(前田富男君)
農林課長(浜谷義勝君)

只今の質問にお答えいたします。

負担金、三千百八十二万二千円計上しましたのは、農道茨島下線、約六百八十メートルの改良舗装工事並びに農道沼沢線、八百八十メートル、改良舗装の二路線の国の方の二次補正によりまして追加した路線でございます。以上でございます。

議長(前田富男君)

外にありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第四号 平成七年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

「異議なしと認めます。」

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際日程第八、議案第五号 平成七年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から日程第十、議案第七号 平成七年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算までの件三件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

五番 桑原一夫君

五番 桑原一夫君

五番 桑原、議案第七号 漁業集落排水特別会計に関して一点お伺いいたします。
景気浮揚策ということで予算が追加されたわけですが、約一億四千万円の工事ですね、これからの難工事予想される年度内、この工事が果して消化できるのか、又、場合によっては継続ということも、繰越ということもあり得るのかどうか一点お伺いいたします。

議長(前田富男君)
水産商工課長 桑原定男君

水産商工課長(桑原定

第一次補正におきまして、相当の金額の補正があったわけですが、それにつきましては、県

男君

と協議をしております。
発注につきましては、予算が通りますと、直ちに、できれば年度内に入札をしたいというふうに考えております。只、今、年度末にきての工事の入札ということでありますので、年度内に消化をできないということもあり得るというふうな考え方で、県とは協議をしております。

それについては、止むを得ない場合は、繰越ということも考えておいて貰いたいという県の指導も承っております。

そういう面におきまして、工期は年度内ということでは発注をしますが、工事の状況次第では、繰越ということもお願いをしなければならぬということを十分検討しながら事業を進めていきたい、いうふうに考えております。以上です。

外にありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第五号 平成七年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から議案第七号 平成七年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八号 財産の取得について議会の議決を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。。討論ありませんか

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 財産の取得について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第九号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

おはかりいたします。本件については質疑討論を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は質疑討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。只今議題となっております議案第九号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」

よって議案第九号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決しました。

日程第十三、これより階上町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって議長において指名することに決しました。

階上町選挙管理委員会委員に大久保章司君、新井田節君、坂幸一郎君、石川誠君を指名いたします。おはかりいたします。只今、議長において指名しました大久保章司君、新井田節君、坂幸一郎君、石川誠君を階上町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって只今指名しました大久保章司君、新井田節君、坂幸一郎君、石川誠君が階上町選挙管理委員会委員に当選されました。

これより階上町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。

これに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。被選挙人の指名方法については議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって議長において指名することに決しました。階上町選挙管理委員会補充員に一番浜久保銀蔵君、二番外城広志君、三番佐京シズエ君、四番中屋敷正治君を指名いたします。おはかりいたします。

只今、議長において指名しました一番浜久保銀蔵君、二番外城広志君、三番佐京シズエ君、四番中屋敷正治君を階上町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。」よって只今指名しました一番浜久保銀蔵君、二番外城広志君、三番佐京シズエ君、四番中屋敷正治君が階上町選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第十四、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政、教育民生両常任委員長から目下委員会において審査中の陳情第一号から第三号までの事件につき、会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。おはかりいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関するについて、会議規則第三十九条の規定により議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会付託の件は付託することに決しました。

おはかりいたします。只今付託されました件につき委員長より会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますがこれに付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長 正部家佑介君

町長 (正部家佑介君)

十二月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼申し上げたい、こう思います。

提案いたしました全議案等につきましては、原案のとおり議決をいただいたということで大変ありがとうございました。議案の第一号につきましては、事情等をお話し申し上げたわけですが、一部ご理解いただけなかった分があったようであります。その点につきましては、今日の議論を十分踏まえて、今後に生かしていきたいと斯様に思っております。何れ年末を迎えるわけでありまして、議員各位におかれましても十分お体には気をつけてよいお正月をお迎えになることをお祈りいたします。大変簡単であります。閉会に当たりましてのお礼のご挨拶といたします。

議長 (前田常男君)

これにて平成七年第八回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前十一時九分)

地方自治法第百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員